

昭和三十四年法律第百四十七号

国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の全部を改正する。

目次

| |
|--|
| 第一章 総則（第一条～第七条） |
| 第二章 国税と他の債権との調整 |
| 第一節 一般的優先の原則（第八条～第十一 条） |
| 第二節 国税及び地方税の調整（第十二条～ 第十四条） |
| 第三節 国税と被担保債権との調整（第十五 条～第二十二条） |
| 第四節 節国税と仮登記又は譲渡担保に係る債 権との調整（第二十三条～第二十五 条） |
| 第五節 国税及び地方税等と私債権との競合 の調整（第二十六条） |
| 第六章 滞納処分に関する猶予及び停止等 |
| 第七章 削除 |
| 第八章 不服審査及び訴訟の特例（第一百六十六 条～第一百七十三条） |
| 第九章 雜則（第一百七十四条～第一百八十六条） |
| 第十章 罰則（第一百八十七条～第一百九十条） |
| 第十一章 総則（目的） |
| 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用 語の意義は、当該各号に定めるところによる。 |
| 一 國税 国が課する税のうち関税、とん税、 特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税 以外のものをいう。 |
| 二 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二 百二十六号）第一条第一項第十四号（用語） に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区 のこれに相当する徴収金を含む。）、森林環境 税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三 十一年法律第三号）第二条第五号（定義）に 規定する森の環境税に係る徴収金及び特別法 人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法 律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号 （定義）に規定する特別法人事業税に係る徴 収金をいう。 |
| 第三条 法人でない社団又は財団で代表者又は管 理人の定めがあるもの（以下「人格のない社 団等」という。）は、法人とみなして、この法律 の規定を適用する。 |
| 第四条から第七条まで 削除 |
| 第五章 滞納処分費（第一百三十六条～第一百三 十九条） |
| 第六章 滞納処分の効力（第一百三十九条～ 一百四十五条） |
| 第七章 第二次納税義務（第二十七条～第四十 一条） |
| 第八章 削除 |
| 第九章 滞納処分の停止（第一百五十三条～第 一百五十七条） |
| 第十章 罰則（第一百八十七条～第一百九十条） |
| 第十一章 総則（定義） |
| 第一款 不動産等の差押（第六十一条～第六 十七条） |
| 第二款 債権の差押（第六十二条～第六 十七条） |
| 第三款 財産の差押（第六十三条～第六 十七条） |
| 第四款 不動産等の差押（第六十八条～第六 十七条） |
| 第五款 無体財産等の差押（第七十二条～ 一第七十四条） |
| 第六款 差押禁止財産（第七十五条～第七 十八条） |
| 第七款 差押の解除（第七十九条～第八十 一条） |
| 第一節 交付要求（第八十二条～第八十八 条） |
| 第二節 財産の換価 |
| 第一款 通則（第八十九条～第九十三条） |
| 第二款 公売（第九十四条～第八十条） |
| 第三款 隨意契約による売却（第一百九条～ 第一百十条） |
| 第四款 売却決定（第一百十一条～第一百十四 条） |

第五款 代金納付及び権利移転（第一百十五 条～第一百二十七条）

三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。

四 附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。

五 公課 滞納処分の例により徴収することができる債権のうち国税（その滞納処分費を含む。以下同じ。）及び地方税以外のものをいう。

六 納税者 国税に関する法律の規定により国税（國税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収等による国税を除く。）を納める義務がある者及び当該源泉徴収等による国税を徴収して国に納付しなければならない者をいう。

七 第二次納税義務者 第三十三条から第三十九まで（合名会社等の社員等の第二次納税義務）又は第四十一条（人格のない社団等に係る第二次納税義務）の規定により納税者の国税を納付する義務を負う者をいう。

八 保証人 国税に関する法律の規定により納税者の国税の納付について保証をした者をいう。

九 滞納者 納税者がその納付すべき国税をそ
の納付の期限（國税通則法第四十七条第一項
（納税の猶予の通知等）に規定する納税の猶
予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に
係る期限を除く。）までに納付しないものを
いう。

十 法定納期限 国税に関する法律の規定によ
り国税を納付すべき期限（次に掲げる国税に
ついては、それぞれ次に定める期限又は日）
をいう。この場合において、國税通則法第三
十八条第二項（繰上請求）に規定する繰上げ
に係る期限及び所得税法（昭和四十年法律第
三十三号）若しくは相続税法（昭和二十五年
法律第七十三号）の規定による延納（第一百五
一条の二第一項（換価の猶予の要件等）に
おいて「延納」という。）の規定による期限は、
当該国税を納付すべき期限に含まれないもの
とする。

イ 国税通則法第三十五条第二項（申告納稅
方式による国税等の納付）の規定により納
付すべき国税 その国税の額をその国税に

係る同法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書に記載された納付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場合におけるその国税を納付すべき期限付すべき期限とされている日後に納税の告知がされた国税（ハ又はニに掲げる国税に該当するものを除く。）当該期限

ロ 国税に関する法律の規定により一定の事
実が生じた日

ハ 附帯税又は滞納処分費 その納付又は徴
收の基準となる国税を納付すべき期限（当該
国税がイからハまでに掲げる国税に該當する場合は、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限（地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び國税通則法第三十五条第三項に規定する重加算税に

二 附帯税 又は滞納処分費 その納付又は徴
收の基準となる国税を納付すべき期限（当該
国税がイからハまでに掲げる国税に該當する場合は、それぞれ当該国税に係るイからハまでに掲げる期限（地価税に係る過少申告加算税、無申告加算税及び國税通則法第三十五条第三項に規定する重加算税に

三 強制換価手続 滞納処分（その例による
处分を含む。以下同じ。）、強制執行、担保權の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

四 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機関
その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

五 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

六 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

七 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

八 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

九 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十一 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十二 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十三 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十四 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十五 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十六 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十七 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十八 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

十九 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

二十 強制換価手續 滞納処分を執行する行政機
関その他の者（以下「行政機関等」という。）、
裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四
号）第一百六十七条の二第二項（少額訴訟債権執行の開始等）に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。

(強制換価手続の費用の優先)

第九条 納税者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、国税の交付要求をしたときは、その国税は、その手続により配当すべき金銭(以下この章において「換価代金」という)につき、その手続に係る費用に次いで徴収する。

(直接の滞納処分費の優先)

第十条 紳税者の財産を国税の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費は、次条、第十四条から第十七条まで(担保を徴した国税の優先等)、第十九条から第二十一条まで(先取特権等の優先)及び第二十三条(法定納期限等以前にされた仮登記により担保された債権の優先等)の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先立つて徴収する。

(強制換価の場合の消費税等の優先)

第十一條 国税通則法第三十九条(強制換価の場合の消費税等の徴収の特例)又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第八条第一項第三号若しくは第七号(公売又は売却等の場における内国消費税の徴収)の規定により徴収する消費税等(その滞納処分費を含む。)は、次条から第十七条まで(差押先着手による国税の優先等)及び第十九条から第二十一条まで(先取特権等の優先)の規定にかかわらず、その徴収の基因となる移出又は公売若しくは売却に係る物品の換価代金につき、他の国税、地方税その他の債権に先立つて徴収する。

第二節 国税及び地方税の調整

二 法定期限前に国税通則法第三十八条第一項(線上請求)の規定による請求(以下「線上請求」という。)がされた国税に係る期限に係る期限

三 第二期分の所得税(所得税法第一百四十四条(予定納税額の納付))同法第一百六十六条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により同項に規定する第一期において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により同項に規定する第一期において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に限る。)その相続があつた

2 紳税者の財産につき国税又は地方税の滞納処分による差押があつた場合において、国税の交付要求をしたときは、その交付要求に係る国税は、その換価代金につき、その差押に係る国税は、その換価代金につき、その交付要求に係る他の国税又は地方税に先立つて徴収する。

(交付要求先着手による国税の優先)

第十三条 紳税者の財産につき強制換価手続(破産手続を除く。)が行われた場合において、國税(交付要求先着手による国税の優先)

税及び地方税の交付要求があつたときは、その換価代金につき、先にされた交付要求に係る国税は、後にされた交付要求に係る国税又は地方税に先立つて徴収し、後にされた交付要求に係る国税は、先にされた交付要求に係る国税又は

(担保を徴した国税の優先)

第十一条 国税につき徴した担保財産があるときは、前二条の規定にかかわらず、その国税は、その換価代金につき他の国税及び地方税に先立つて徴収する。

第三節 国税と被担保債権との調整

(法定納期限等以前に設定された質権の優先)

第十五条 紳税者がその財産上に質権を設定している場合において、その質権が国税の法定納期限(次の各号に掲げる国税については、当該各号に定める日とし、当該国税に係る附帯税及び滞納処分費については、その徴収の基因となつた国税に係る当該各号に定める日とする。以下「法定納期限等」という。)以前に設定されているものであるときは、その国税は、その換価代金につき、その質権により担保される債権に次いで徴収する。

一 法定期限後にその納付すべき額が確定した国税(過怠税を含む。)その更正通知書若しくは決定通知書又は納税告知書を発した日

(申告納税方式による国税で申告により確定したものについては、その申告があつた日)

二 法定期限前に国税通則法第三十八条第一項(線上請求)の規定による請求(以下「線上請求」という。)がされた国税に係る期限に係る期限

三 第二期分の所得税(所得税法第一百四十四条(予定納税額の納付))同法第一百六十六条(申告、納付及び還付)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定により同項に規定する第一期において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)に限る。)その相続があつた

四 相続税法第三十五条第二項(更正及び決定の特別)の規定による更正又は決定により納

付すべき税額が確定した相続税又は贈与税その更正通知書又は決定通知書を発した日

四の二 地価税(国税通則法第一条第七号(定義)に規定する法定申告期限(以下この号において「法定申告期限」という。)までに納付するもの及び第一号に掲げるものを除く。)その更正通知書又は決定通知書を発した日

(申告により確定したものについては、その申告があつた日(その日が当該地価税の法定申告期限である場合には、当該法定申告期

限)再評価税で確定した税額を二以上の納期において納付するもののうち最初の納期後の納申告があつた日(その日が当該地価税の法定申告期限である場合には、当該法定申告期

五 再評価税で確定した税額を二以上の納期において納付するものうち最初の納期後の納申告があつた日(その日が当該地価税の法定申告期限である場合には、当該法定申告期

六 第二十四条第二項(譲渡担保権者の物的納税責任)又は百五十九条第三項(保全差押え)国税通則法第三十八条第四項において準用する場合を含む。)の規定により告知し、又は通知した金額の国税これら規定による告知書を発した日(納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日)

七 相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)の固有の財産から徴収する被相続人(包括遺贈者を含む。以下同じ。)の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税(相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)があつた日前にその納付すべき税額が確定したもの(国税通則法第五十五条第三項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる国税については、その日に納税告知書を発したもの。以下この項において同じ。)に限る。)その相続があつた

八 合併により消滅した法人(以下「被合併法人」という。)に属していた財産から徴収する合併後存続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の国税及び合併後存続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の国税(合併のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。)その合併があつた

九 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人(以下この号において「分割法人」という。)に属することとなつた財産から徴収する分割法人の固有の国税及び分割法人の固有の財産から徴収する分割法人の国税通則法第九条の二(法人の合併等の無効判決に係る連帶納付義務)に規定する連帶して納付する義務に係る国税(当該判決が確定した日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。)当該判決が確定した日

十 分割により事業を承継した法人(以下この号において「分割承継法人」という。)の当該分割をした法人から承継した財産(以下この号において「承継財産」という。)から徴収する分割承継法人の固有の国税、分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の国税通則法第九条の三(法人の分割に係る連帶納付の責任)に規定する連帶納付の責任(以下この号において「連帶納付責任」といふ。)に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帶納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の国税(分割のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。)その分割があつた

十一 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)又は国税通則法第五十二条第二項(担保の処分)の納付通知書を発した日

十二 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)又は国税通則法第五十二条第二項(担保の処分)の納付通知書を発した日

十三 第四十八条第一項(内容証明)の規定により公正証書

一 公正証書

二 登記所又は公証人役場において日付のある印鑑が押されている私署証書

三 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)

四 民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第七条第一項(公証人法の規定の準用)にお

つき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）の所在地を所轄する税務署長及び納税者に対しその旨を通知しなければならない。

3 前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。この場合においては、第三十二条第三項から第五项まで（第二次納税義務の通則）及び第九十条第三項（換価の制限）の規定を準用する。

4 譲渡担保財産を第一項の納税者の財産としていた差押えは、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押えとして滞納処分を続行することができる。この場合において、税務署長は、前項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡担保財産が次の各号に掲げる財産であるときは、当該各号に定める者に対し、納税者の財産としてした差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。

5 第六十二条（差押えの手続及び効力発生時期）又は第七十三条（電話加入権等の差押え）又は有価証券（動産又は有価証券を占有する第三者）

第三号（質権者等に対する差押えの通知）に掲げる者のうち知っている者があるときは、これらの者に対し、納税者の財産としてした差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対しその旨を通知しなければならない。

3 第二項の規定による告知又は第四項の規定の適用を受ける差押えをした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻し、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その他の契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失つたときを含む。）においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

4 第一項の規定は、国税の法定納定期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が国税の法定納定期限等以前に譲渡担保財産となつている事實を、その財産の売却決定の前日までに、証明した場合には、適用しない。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

5 第二十五条（譲渡担保財産の換価の特例等）

第一項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、第一項の規定の適用については、再買戻しの特約のある売買の登記、再買戻しの特約のある売買の登記、再買戻しの特約のある売買の登記（仮登記を含む。以下同じ。）その他これに類する登記（以下この条において「買戻権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産でその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差押さえられた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押さえられたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。

2 第二十九条（競合の調整）

第一項の規定は、政令で定める。

3 第三十一条（競合の調整）

第一項の規定は、政令で定める。

4 第三十二条（競合の調整）

第一項の規定は、政令で定める。

5 第三十三条（競合の調整）

第一項の規定は、政令で定める。

6 第三十四条（競合の調整）

第一項の規定は、政令で定める。

7 第三十五条（競合の調整）

第一項の規定は、政令で定める。

8 第三十六条（競合の調整）

第一項の規定は、政令で定める。

9 第三十七条（競合の調整）

第一項の規定は、政令で定める。

場合において、この章又は地方税法その他の法律の規定により、国税が地方税等に先立ち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先立つき、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先立ち、かつ、当該国税におくれるときは、換価代金の配当については、次に定めるところによる。

1 第二十九条（強制換価手続の費用の優先）若しくは第十条（直接の滞納処分費用の優先）に規定する費用若しくは滞納処分費、第十一条（強制換価の場合の消費税等の優先）に規定する国税（地方税法の規定によりこれに相当する優先権を有する地方税を含む。）、第二十条（留置権の優先）の規定の適用を受ける債権、第五十九条第三項若しくは第四項（前払賃料の優先）（第七十一条第四項（自動車等についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十九条（不動産保存の先取特権等の優先）の規定の適用を受ける債権があるときは、これららの順序に従い、それぞれこれらに充てられる。

2 第二十九条（競合の調整）

第一項の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対する求償権の行使を妨げない。

3 第四十一条（競合の調整）

第一項の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対する求償権の行使を妨げない。

4 第二十九条（競合の調整）

第一項の納税者の財産を換価に付した後でなければ、行うことができない。

5 第三十三条（競合の調整）

この章の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対する求償権の行使を妨げない。

6 第三十四条（競合の調整）

この章の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対する求償権の行使を妨げない。

7 第三十五条（競合の調整）

この章の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対する求償権の行使を妨げない。

8 第三十六条（競合の調整）

この章の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対する求償権の行使を妨げない。

9 第三十七条（競合の調整）

この章の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対する求償権の行使を妨げない。

帰属するとみられる財産を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合（第三十四条（清算人等の第二次納税義務）の規定の適用がある場合を除く。）において、当該社団等（前項に規定する第三者を含む。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が滞納に係る国税の法定納定期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

第四章 削除

第五章 滞納処分

第一節 財産の差押

第一款 通則

（差押の要件）

第四十二条から第四十六条まで 削除

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、徵收職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納しないとき。

二 納税者が国税通則法第三十七条第一項各号（督併）に掲げる国税をその納期限（繰上請求がされた国税については、当該請求に係る期限）までに完納しないとき。

三 国税の納期限後前項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき國税通則法第三十八条第一項各号（繰上請求）の一に該当する事実が生じたときは、徵收職員は、直ちにその財産を差し押えることができる。（超過差押及び無益な差押の禁止）

第四十八条 国税を徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押えることができない。とあるのは、「納付催告書」とする。

（超過差押及び無益な差押の禁止）

2 第二次納税義務者又は保証人について第一項の規定を適用する場合には、同項中「督促状」とあるのは、「納付催告書」とする。

（超過差押及び無益な差押の禁止）

第四十九条 徵收職員は、滞納者（譲渡担保権者を含む。第七十五条、第七十六条及び第七十八条（差押禁止財産）を除き、以下同じ。）の財産を差し押えるに当つては、滞納処分の執行に支障がない限り、その財産につき第三者が有する権利を害さないように努めなければならない。

第五十条 質権、抵当権、先取特権（第十九条第一項各号（不動産保存の先取特権等）又は第二十条第一項各号（不動産賃貸の先取特権等）に掲げる先取特権に限る。この項を除き、以下同じ。）、留置権、賃借権その他第三者の権利（これららの先取特権以外の先取特権を除く。以下同じ。）の目的となつている財産が差し押えられた場合には、その第三者は、稅務署長に対し、

滞納者が他に換価の容易な財産で他の第三者の権利の目的となつてないものを有し、かつ、その財産によりその滞納者の国税の全額を徴収することができることを理由として、その財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合には、その売却の日）までに、その差押換を請求することができる。

第五十一条 徵收職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるように努めなければならない。（相続があつた場合の差押）

第五十二条 差押の効力は、差し押えた財産（以下「差押財産」という。）から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者又は第三者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実（その財産の換価による権利の移転の時までに收取されない天然果実を除く。）については、この限りでない。

2 差押の効力は、差押財産から生ずる法定果実に及ばない。ただし、債権を差し押えた場合における差押後の利息については、この限りでない。

3 前項の通知があつた場合において、その通知を受けた第三者が、その通知を受けた日から起算して七日を経過した日までに、第一項の規定により差し押えるべきことを請求した財産の換価をすべきことを申し立てたときは、その財産が換価の著しく困難なものであり、又は他の第三者的権利の目的となつているものであるときは、これを差し押さえ、かつ、換価に付した

4 稅務署長は、前項の場合において、同項の申立てがあつた日から二月以内にその申立てに係る財産を差し押さえ、かつ、換価に付さないときは、（担保のための仮登記がある財産に対する差押の効力）

第五十三条 差押財産が損害保険に付され、又は新たに滞納処分の執行をすることができないこととするものにかかわらず、することができる。

第五十四条 徵收職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その賸本を滞納者に交付しなければならない。

1 一動産又は有価証券

2 二 債権（電話加入権、賃借権、第七十三条の二（振替社債等の差押）の規定の適用を受ける財産その他の取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。）

3 第七十三条（電話加入権等の差押）又は（質権者等に対する差押の通知）

第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押さえたときは、稅務署長は、当該各号に掲げる者のうち知っている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

1 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者的権利（担保のための仮登記に係る権利を除く。）の目的となつている財産これらの権利を有する者

二 仮登記がある財産 仮登記の権利者 仮登記の権利者

三 仮差押え又は仮処分がされている財産 仮差押え又は仮処分がされている財産 仮差押え又は仮処分がされている財産

(差押の手続及び効力発生時期等) 募集執行官 募集執行官

第二款 動産又は有価証券の差押

動産又は有価証券の差押

(差押の手続及び効力発生時期等) 募集執行官 募集執行官

第五十六条 動産又は有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

2 前項の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有した時に生ずる。

3 徴収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したるものとみなす。

(有価証券に係る債権の取立)

第五十七条 有価証券を差し押えたときは、徴収職員は、その有価証券に係る金銭債権の取立をすることができる。

2 徴収職員が前項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

(第三者が占有する動産等の差押手続)

第五十八条 滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押えることができない。

2 前項の動産又は有価証券がある場合において、同項の第三者がその引渡を拒むときは、滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る国税の全額を徴収することができる財産を有しないと認められるときに限り、税務署長は、同項の第三者に対し、期限を指定して、当該動産又は有価証券を徴収職員に引き渡すべきことを書面により命ずることができる。この場合において、その命令をした税務署長は、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 前項の命令に係る動産若しくは有価証券が徴収職員に引き渡されたとき、又は同項の命令を受けた第三者が指定された期限までに徴収職員にその引渡をしないときは、徴収職員は、第一項の規定にかかるわらず、その動産又は有価証券を差し押えることができる。

(引渡命令を受けた第三者等の権利の保護)

第五十九条 前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第二者が、滞納者との契約による賃借権、使用貸借権その他の動産の使用又は収益をする権利に基きその命令に係る動産を占有している場合において、その引渡をすることによ

り占有の目的を達することができなくなるときは、その第三者は、その占有の基礎となつてゐる契約を解除することができる。この場合において、その第三者は、当該契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権については、その動産の売却代金の残余のうちから配当を受けることができる。

2 徴収職員は、前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者的請求がある場合には、その第三者が前項前段の規定により動産の占有の基礎となつてゐる契約の期間内(その期限がその動産を引渡すを命ぜられた日から三月を経過した日より遅いときは、その日まで)は、その第三者にその使用又は収益をさせなければならない。

3 前条第二項の規定により動産の引渡を命ぜられた第三者が貸借契約に基きこれを占有している場合において、第一項前段の規定によりその契約を解除し、かつ、前条第二項の命令があつた時前にその後の期間分の借賃を支払つているときは、その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却代金のうちから、その借賃に相当する金額で同条第三項の規定による差押の日後の一期間に係るもの(その金額が三分に相当する金額をこえるときは、当該金額)の配当を請求することができる。この場合において、その請求があつた金額は、第八条(国税優先の原則)の規定にかかるわらず、その滞納処分に係る滞納処分費に次ぎ、かつ、その動産上の留置権により担保されていた債権に次ぐものとして、配当することができる。

4 前項の規定は、前条第一項に規定する動産の引渡を拒むなかつた同項に規定する第三者について準用する。

(差し押えた動産等の保管)

第六十条 徴収職員は、必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができない。

2 前項の規定にかかるわらず、その運搬が困難であるときは、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

3 前項の規定により滞納者又は第三者に保管されたときは、第五十六条第二項(動産等の差押の効力発生時期)の規定にかかるわらず、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる。

(差し押えた債権の範囲)

第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認め

(差し押えた動産の使用収益)

2 前項の規定は、差し押えた動産を保管する場合において、その動産の売却代金の残余のうちから配当を受けることができる。

3 徴収職員は、前条第二項の規定により滞納者に対する債権を有する第三者にその動産を保管させる場合について準用する。

(差押えの手続及び効力発生時期)

第六十二条 債権(電子記録債権法第一条第一項(定義)に規定する電子記録債権(次条において「電子記録債権」という。)を除く。以下この条において同じ。)の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に對し債権の取立その他の处分を禁じなければならない。

3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第一項の債務者に送達された時に生ずる。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を開係機関に嘱託しなければならない。

(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)

第六十二条の二 電子記録債権の差押えは、第三債務者及び当該電子記録債権の電子記録をして請求があつた金額は、第八条(国税優先の原則)の規定にかかるわらず、その滞納処分に係る滞納処分費に次ぎ、かつ、その動産上の留置権により担保されていた債権に次ぐものとして、配当することができる。

2 前項の規定は、前条第一項に規定する動産の引渡を拒むなかつた同項に規定する第三者について準用する。

(差し押えた動産等の保管)

第六十条 徴収職員は、必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができない。

2 前項の規定にかかるわらず、その運搬が困難であるときは、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

3 前項の規定により滞納者又は第三者に保管されたときは、第五十六条第二項(動産等の差押の効力発生時期)の規定にかかるわらず、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる。

(差し押えた債権の範囲)

第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認め

るときは、その一部を差し押えることができる。

(抵当権等により担保される債権の差押)

第六十四条 抵当権又は登記することができる質権若しくは先取特権によつて担保される債権を差し押えたときは、税務署長は、その債権の差押の登記を関係機関に嘱託することができる。

2 前項の規定は、差し押えた動産につき使用又は収益をする権利を有する第三者にその動産を保管させる場合について準用する。

(差押えの手続及び効力発生時期)

第六十二条 債権(電子記録債権法第一条第一項(定義)に規定する電子記録債権(次条において「電子記録債権」という。)を除く。以下この条において同じ。)の差押えは、第三債務者に対する債権を有する債権差押通知書の送達により行う。

2 徴収職員は、債権を差し押えるときは、債務者に対しその履行を、滞納者に對し債権の取立その他の处分を禁じなければならない。

3 第一項の差押の効力は、債権差押通知書が第一項の債務者に送達により行う。

4 税務署長は、債権でその移転につき登録を要するものを差し押えたときは、差押の登録を開係機関に嘱託しなければならない。

(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)

第六十二条の二 電子記録債権の差押えは、第三債務者及び当該電子記録債権の電子記録をして請求があつた金額は、第八条(国税優先の原則)の規定にかかるわらず、その滞納処分に係る滞納処分費に次ぎ、かつ、その動産上の留置権により担保されていた債権に次ぐものとして、配当することができる。

2 前項の規定は、前条第一項に規定する動産の引渡を拒むなかつた同項に規定する第三者について準用する。

(差し押えた動産等の保管)

第六十条 徴収職員は、必要があると認めるときは、差し押えた動産又は有価証券を滞納者又はその財産を占有する第三者に保管させることができない。

2 前項の規定にかかるわらず、その運搬が困難であるときは、その運搬が困難であるときを除き、その者の同意を受けなければならない。

3 前項の規定により滞納者又は第三者に保管されたときは、第五十六条第二項(動産等の差押の効力発生時期)の規定にかかるわらず、封印、公示書その他差押を明白にする方法により差し押えた旨を表示した時に、差押の効力が生ずる。

(差し押えた債権の範囲)

第六十三条 徴収職員は、債権を差し押えるときは、その全額を差し押えなければならない。ただし、その全額を差し押える必要がないと認め

（不動産の差押の手続及び効力発生時期）

第六十八条 不動産(地上権その他不動産を目的とする物権(所有権を除く。)、工場財団、鉱業権その他不動産とみなされ、又は不動産に関する規定の準用がある財産並びに鉄道財団、軌道

| | |
|--|---|
| 財団及び運河財團を含む。以下同じ。)の差押は、滯納者に対する差押書の送達により行う。 | 2 前項の差押の効力は、その差押書が滯納者に送達された時に生ずる。 |
| 3 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。 | 4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。 |
| 5 鉛業権の差押の効力は、第二項及び前項の規定にかかるらず、差押の登記がされた時に生ずる。 | (差押不動産の使用収益) |
| 第六十九条 滞納者は、差し押えられた不動産につき、通常の用法に従い、使用又は収益をすることができる。ただし、税務署長は、不動産の価値が著しく減耗する行為がされると認められるときに限り、その使用又は収益を制限することができる。 | 2 前項の規定は、差し押えられた不動産について使用又は収益をする権利を有する第三者について準用する。 |
| (船舶又は航空機の差押え) | 2 前項の規定は、船舶又は航空機の差押えの手続及び効力発生時期の規定を準用する。 |

| | |
|---|---|
| 第七十条 登記される船舶(以下「船舶」という。)又は航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の規定により登録を受けた飛行機若しくは回転翼航空機(以下「航空機」という。)の差押えについては、第六十八条第一項から第十四項まで(不動産の差押えの手続及び効力発生時期)の規定を準用する。 | 2 前項第三項及び第四項の規定は、自動車、建設機械又は小型船舶の差押えについて準用する。 |
| 2 前項の規定は、船舶又は航空機の差押えの手續及び効力発生時期の規定を準用する。 | 3 税務署長は、自動車、建設機械又は小型船舶を差し押えた場合には、滞納者に對し、これらの引渡しを命じ、徴収職員にこれらの占有をさせることができる。 |
| 3 徴収職員は、船舶又は航空機を占有する場合について準用する。 | 4 第五十六条第一項(動産等の差押手続)、第五十八条(第三者が占有する動産等の差押手続)及び第五十九条(引渡命令を受けた第三者等の権利の保護)の規定は、前項の規定により徴収職員に自動車、建設機械又は小型船舶を占有的に占有する場合について準用する。 |
| 4 徴収職員は、船舶又は航空機を占有する場合について準用する。 | 5 徵収職員は、第三項の規定により占有する自動車、建設機械又は小型船舶を滞納者又はこれらを占有する第三者に保管させることができ。この場合においては、封印その他の公示方法によりその自動車、建設機械又は小型船舶が占有する第三者的に占有する場合について準用する。 |
| 5 徴収職員は、船舶又は航空機を占有する場合について準用する。 | 6 徴収職員は、第三項又は前項の規定により自動車の運行、建設機械の使用又は小型船舶の航行を許可する場合を除き、これらの運行、使用又は航行をさせないための適當な措置を講じなければならないものとし、また、次項の規定により自動車の運行、建設機械の使用又は小型船舶の航行を許可する場合を除く、これららの運行、使用又は航行をさせないための適當な措置を講じなければならない。 |

| | |
|--|--|
| 第六十条 滞納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機を一時停泊させることができる。ただし、航行中の船舶又は航空機については、この限りでない。 | 2 前項の差押の効力は、その差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる。 |
| 2 税務署長は、滯納処分のため必要があるときは、船舶又は航空機の監守及び保存のため必要な処分をすることができる。 | 3 前項第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する財産でその権利の移転につき登記を要するもの(次項に規定するものを除く。)の差押について準用する。この場合において、同条第四項中「差押書」とあるのは、「差押通知書」と読み替えるものとする。 |
| 3 前項において準用する第六十八条第二項の規定にかかるらず、その処分をした時に差押の効力が生ずる。 | 4 前条第五項の規定は、特許権についての専用実施権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものとの差押について準用する。 |
| 4 税務署長は、停泊中の船舶若しくは航空機を差し押された場合は、船舶又は航空機の監守及び保存のため必要な処分をすることができる。 | 5 第六十五条(債権証書の取上げ)及び第六十七条(差し押えた債権の取立)の規定は、第一項に規定する財産について準用する。 |
| 5 (特許権等の差押えの手続及び効力発生時期)の申立てにより、その運行、使用又は航行を許可することができる。 | (無体財産権等の差押) |

| | |
|---|---|
| 第七十一条 前三款の規定の適用を受けない財産(以下「無体財産権等」という。)のうち特許権等の差押えの手続及び効力発生時期の規定に准用する。 | 1 「発行者」という。及び滯納者がその口座の開設を受けている社債、株式等の振替に関する法律第二条第五項(定義)に規定する振替機関等(滯納者が次の各号に掲げる請求に係る振替社債等についての記載又は記録がされている場合であつて、当該請求に係る振替社債等を差し押さえるときは、発行者が当該買取口座の開設を受けている当該振替機関等。以下この条において「振替機関等」という。)に対する差押通知書の送達により行う。 |
| 2 前項の差押えの効力は、その差押書が滯納者に送達された時に生ずる。 | 2 前項の差押えの効力は、その差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。 |
| 3 税務署長は、不動産を差し押えたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。 | 3 税務署長は、無体財産権等でその権利の移転について登記を要するものを差し押さえたときは、差押の登記を関係機関に嘱託しなければならない。 |
| 4 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押の効力が生ずる。 | 4 前項の差押えの登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押の登記がされた時に差押えの効力が生ずる。 |
| 5 前項の差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項及び前項の規定にかかるらず、差定にかかわらず、差押の登記がされた時に生ずる。 | 5 特許権、実用新案権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えの効力は、第二項及び前項の規定にかかわらず、差押えの登記がされた時に生ずる。 |
| 6 徴収職員は、第三項が占有する自動車、建設機械又は小型船舶を占有的に占有する場合について準用する。 | 6 徴収職員は、第三項の規定により占有する自動車、建設機械又は小型船舶を滞納者又はこれらを占有する第三者に保管させることができ。この場合においては、封印その他の公示方法によりその自動車、建設機械又は小型船舶が占有する第三者的に占有する場合について準用する。 |
| 第七十二条 前三款の規定の適用を受けない財産(以下「無体財産権等」という。)のうち特許権等の差押えの手続及び効力発生時期の規定に准用する。 | 7 第六十五条(債権証書の取上げ)及び第六十七条(差し押えた債権の取立)の規定は、第一項に規定する財産について準用する。 |

買取請求に関する保険業法の特例等)に規定する株式買取請求 同項に規定する買取口座

七 社債、株式等の振替に関する法律第二百六十七条第一項(保険会社の合併における新株予約権買取請求に関する保険業法の特例等)に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

八 社債、株式等の振替に関する法律第二百七十一条第一項(金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等)に規定する株式買取請求 同項に規定する買取口座

九 社債、株式等の振替に関する法律第二百七十二条第一項(金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等)に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

十 社債、株式等の振替に関する法律第二百七十三条第一項(金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等)に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

十一 社債、株式等の振替に関する法律第二百七十四条第一項(金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する金融商品取引法の特例等)に規定する新株予約権買取請求 同項に規定する買取口座

十二 その持分を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二 その持分の譲渡につき法律又は定款に制限があるため、譲渡することができないこと。

2 前項に規定する請求は、三十日(組合等から脱退につき、法律又は定款の定めにより、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするものについては、その期間)前に組合等にその予告をした後でなければ、行うことができない。

第六款 差押禁止財産

第七十五条 次に掲げる財産は、差し押えることができない。

一 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者が届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。)その他の親族(以下「生計を一にする親族」という。)の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具

二 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料

三 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物に類する水産物

四 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者(前二号に規定する者を除く。)のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く。)

五 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの

六 仏像、位牌、その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができない物

七 準納者に必要な書籍及び器具

八 準納者又はその者と生計を一にする親族の書類

九 準納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票

十 準納者又はその者と生計を一にする親族の学習に必要な書籍及び器具

十一 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの

十二 準納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物

2 前項に規定する請求は、三十日(組合等から脱退につき、法律又は定款の定めにより、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするものについては、その期間)前に組合等にその予告をした後でなければ、行うことができない。

第七十六条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権(以下「給料等」という。)についても、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の支払を受けるときは、その合計額につき、第4号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一 所得税法第八十三条(給与所得に係る源泉徴収義務、第百九十条(年末調整)、第一百九十二条(年末調整に係る不足額の徴収)又は第二百十二条(非居住者等の所得に係る源泉徴収義務)の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額

二 地方税法第三百二十二条の三(個人の市町森林環境税に相当する金額)

三 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第一百六十七条第一項(報酬からの保険料の控除)その他の法令の規定によりその給料等につき徴収される道府県民税及び市町村民税並びに

四 徴収される社会保険料(所得税法第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料をいう。)に相当する金額

五 準納者(その者と生計を一にする親族を含む。)に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第十二条(生活扶助)に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額(その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額)

2 給料等に基き支払を受けた金額は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうち差押日の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができる。

3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。

4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権(以下「退職手当等」という。)については、次の退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額は、差し押えることができない。

一 所得税法第九十九条(退職所得に係る源泉徴収義務)又は第二百十二条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額は、差し押えることができない。

二 第一項第二号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額

三 第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したもののが三倍に相当する金額

四 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額

5 第一項、第二項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

第七十七条 社会保険制度に基づく給付の差押禁止

一 社会保険制度に基づく給付の差押禁止(社会保険制度に基づく給付の差押禁止)

二 職年金、老齢年金、普通恩給、休業手当金及びこれらの性質を有する給付(確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第三十八条第一項(老齢給付金の支給方法)の規定に基づいて支給される年金、確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第三十五条第一項(老齢給付金の支給方法)(同法第七十三条(企業型年金に係る規定の準用))において準用する場合を含む。)の規定に基づいて支給される年金その他の政令で定める退職年金を含む。)に係る債権は給料等と、退職一時金、一時恩給及びこれらの性質を有する給付(確定給付企業年金法第三十

八条第二項の規定に基づいて支給される一時金及び同法第四十二条（脱退一時金の支給方法）の規定に基づいて支給される脱退一時金、確定拠出年金法第三十五条第二項（同法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づいて支給される時金を含む。）の規定に基づいて支給される時金その他の政令で定める退職一時金を含む。）に係る債権は退職手当等とそれのみにして、前条の規定を適用する。

2 前項に規定する社会保険制度とは、次に掲げる法律に基づく保険、共済又は恩給に関する制度その他政令で定めるこれらに類する制度をいう。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）

二 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

三 国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）

四 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（他の法律において準用する場合を含む。）

五 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第一百二十八号）

六 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）

七 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第一百四十五号）

（条件付差押禁止財産）

第十七条 次に掲げる財産 第七十五条第一項第三号から第五号まで（農業等に欠くことができるない財産）に掲げる財産を除く。）は、滞納者がその国税の全額を徴収することができる財産で、換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となつていいものと提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地

二 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船

三 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他たな卸をすべき資産

（差押えの解除の要件）

第七款 差押の解除

第七十九条 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない。納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。

2 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。

一 差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上がりその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき。

二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押されたとき。

三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

（差押えの解除の手続）

第八十条 差押の解除は、その旨を滞納者に通知することによつて行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行う。

2 徵収職員は、次の各号に掲げる財産の差押を解除したときは、当該各号に掲げる手続をしなければならない。ただし、第一号に規定する除外は、滯納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる。

一 動産又は有価証券 その引渡し及び封印、公示書その他の差押を明白にするために用いた物の除去

二 債権又は第三債務者等がある無体財産権

（交付要求の手続）

第八十二条 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百四十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行ふ場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）において同じ。）に対し、滯納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

2 税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押えの手続」という。）をしたときは、参加差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、第八十二条第一項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

3 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、交付要求をした場合について準用する。

（交付要求の制限）

第八十三条 税務署長は、滞納者に通知しなければならない。ただし、差押の時に滞納者以外の第三者が占有していたものについては、滞納者に對し引渡すべき旨の第三者的申出がない限り、その第三者に引き渡さなければならない。

一 前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、更正の取消その他の原因の責に帰すべき理由による場合 差押の時に存在した場合

二 その他の場合 差押を解除した時に存在する場所

三 第二項第一号及び前項の規定は、債権又は自動車、建設機械若しくは小型船舶の差押えを解除した場合において、第六十五条（債権証書の取上げ）の規定により準用する場合を含む。）の規定により取り上げた証書又は第七十一条第三項（差し押された自動車等の占有）の規定により徵収職員が占有した自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときについて準用する。

（質権者等への差押解除の通知）

第八十一条 税務署長は、差押を解除した場合において、第五十五条各号（質権者等に対する差押の通知）に掲げる者（うち知っている者及び交付要求をしている者があるときは、これらの者にその旨その他必要な事項を通知しなければならない）

2 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に對する他の債権者は、交付要求があつたときは、税務署長に對し、次の各号のいずれにも該定により取り上げた証書又は第七十一条第三項（差し押された自動車等の占有）の規定により徵収職員が占有した自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときについて準用する。

3 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）の規定は、交付要求をした場合について準用する。

（交付要求の解除の請求）

第八十五条 強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があつたときは、税務署長に對し、次の各号のいずれにも該定により取り上げた証書又は第七十一条第三項（差し押された自動車等の占有）の規定により徵収職員が占有した自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときについて準用する。

2 交付要求の解除の請求

一 その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。

二 滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。

一 その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。

二 滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。

（交付要求の手続）

第八十六条 税務署長は、第四十七条（差押えの要件）の規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で次に掲げるものにつき既に滞納処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、第八十二条第一項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滞納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

2 税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押え」という。）をしたときは、参加差押通知書により滞納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押えをした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。

3 税務署長は、第一項第二号に掲げる財産について、その登記をした場合に、参加差押えをしたときは、参加差押えの登記をした財産につき参加差押えをしたときは、参加差押えの登記を関係機関に嘱託しなければならない。

4 第五十五条（質権者等に対する差押えの通知）の規定は、参加差押えをした場合について、その旨を第三債務者に通知しなければならない。

（参加差押えの効力）

第八十七条 参加差押えをした場合において、その参加差押えに係る財産につきされたいた滞納処分による差押えが解除されたときは、その参加差押え（前条第一項第二号に掲げる財産について二以上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先に登記されたものとし、その他の財産について二以上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先にされたものとする。）は、次の各号に定められた時に遡つて差押えの効力を生ずる。

一 動産及び有価証券 参加差押書が滞納処分による差押えをした行政機関等に交付された時は、その登記がその送達前にされた場合には、その登記がされた時。

二 不動産（次号に掲げる財産を除く。）、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶 参加差押通知書が滞納者に送達された時に送達された時は、その登記がされた時。

三 鉱業権 参加差押えの登録がされた時。

四 電話加入権 参加差押通知書が第三債務者に送達された時は、その登記がされた時。

2 税務署長は、差し押さえた動産又は有価証券につき参加差押書の交付を受けた場合において、その動産又は有価証券の差押えを解除すべきときは、その動産又は有価証券を前項の規定により差押えの効力を生ずべき参加差押えをして、その動産又は有価証券につき参加差押書の交付を受けた場合において、その動産又は有価証券の差押えを解除すべきときは、その動産又は有価証券を占有しているものについても、同様とする。

3 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。

（参加差押えの制限、解除等）

第八十八条 第八十三条から第八十五条まで（交付要求の制限、解除等）の規定は、参加差押えについて準用する。

2 前項の滞納処分をした行政機関等は、同項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意の求めがあつた場合において、その換

2 税務署長は、参加差押えの登記をした財産について、その登記をしたときは、参加差押えを解除したときは、その登記の抹消を関係機関に嘱託しなければならない。

3 税務署長は、電話加入権の参加差押えを解除したときは、その旨を第三債務者に通知しなければならない。

4 前二条及び前三項に定めるもののほか、参加差押えに関する手続について必要な事項は、政令で定める。

（換価する財産の範囲等）

第三節 財産の換価

第一款 通則

第八十九条 差押財産（金銭、債権及び第五十七条（有価証券に係る債権の取立て）の規定により債権の取立てをする有価証券を除く。）又は

次条第四項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

2 差し押さえた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立てをしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立てをすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができる。

3 税務署長は、相互の利用上差押財産等を他の差押財産等（滞納者を異にするものを含む。）と括して同一の買受人に買い受けさせることが相当であると認めるときは、これらの差押財産等を一括して公売に付し、又は随意契約により売却することができる。

（参加差押えをした税務署長による換価）

第八十九条の二 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産（以下「参加差押不動産」という。）が第八十七条第三項（参加差押えの効力）の規定による催告をしてなおし押さえた自動車、建設機械又は小型船舶で第七一条第三項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定により徴収職員が占有しているものについても、同様とする。

3 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。

（参加差押えをした税務署長による換価）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消さなければならない。

一 換価執行決定に係る参加差押え（以下「特定参加差押え」という。）が解除されたとき。

二 換価同意行政機関等の滞納処分による差押え（政令で定めるものを除く。次条において「特定差押え」という。）が解除されたとき。

三 特定参加差押不動産の価額が特定参加差押えに係る滞納処分費及び特定参加差押えによる国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。

四 前二号に準ずるものとして政令で定めるとき。

2 换価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

一 特定参加差押えに係る国税の一部の納付、該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

二 换価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

三 特定参加差押えに係る国税及び地方税その他の債権の合計額が特定参加差押えに係る国税及び地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

四 换価執行税務署長は、次に掲げる場合を除く。

（特定参加差押不動産についての換価の実行）

第八十九条の四 特定差押えが解除された場合において、前条第一項（第二号に係る部分に限り換価執行決定が取り消された後でなければならぬ）の規定による換価執行決定の取消しにあつては、滞納者及び特定参加差押不動産に係る部に限り換価執行決定が取り消された後でなければならぬ。

（換価執行決定の取消し）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消さなければならない。

一 換価執行決定に係る参加差押え（以下「特定参加差押え」という。）が解除されたとき。

二 換価同意行政機関等の滞納処分による差押え（政令で定めるものを除く。次条において「特定差押え」という。）が解除されたとき。

三 特定参加差押えに係る滞納処分費及び特定参加差押えによる国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。

四 前二号に準ずるものとして政令で定めるとき。

2 换価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

一 特定参加差押えに係る国税の一部の納付、該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

二 换価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

三 特定参加差押えに係る国税及び地方税その他の債権の合計額が特定参加差押えに係る国税及び地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

四 换価執行税務署長は、次に掲げる場合を除く。

（換価の制限）

第九十条 果実は成熟した後、蚕は繭となつた後でなければ、換価をすることができない。

2 前項の規定は、生産工程中における仕掛品（栽培品その他これらに類するものを含む。）について準用する。

3 特定参加差押不動産について、三回公売に付しても入札等がなかつた場合において、その換

価の執行を相当と認めるときは、これに同意するものとする。ただし、同項の滞納処分による差押えに係る不動産につき既に他の参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をとしているときは、この限りではない。

（特定参加差押不動産の形態、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められかつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。）

四 前二項に準ずるものとして政令で定めるところにより換価執行決定を取り消す。

（特定参加差押不動産の執行）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、第一項又は第二項の規定により換価執行決定を取り消した税務署長は、速やかに、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産についての手続は、第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しにあつては、滞納者及び特定参加差押不動産に係る部に限り換価執行決定が取り消された後でなければならぬ。

（特定参加差押不動産の実行）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、第一項又は第二項の規定により差押えの効力が生ずるときは、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産に係る部に限り換価執行決定を取り消さなければならない。

（特定参加差押不動産の執行）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、第一項又は第二項の規定により差押えの効力が生ずるときは、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産に係る部に限り換価執行決定を取り消さなければならない。

（特定参加差押不動産の実行）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、第一項又は第二項の規定により差押えの効力が生ずるときは、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産に係る部に限り換価執行決定を取り消さなければならない。

（特定参加差押不動産の実行）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、第一項又は第二項の規定により差押えの効力が生ずるときは、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産に係る部に限り換価執行決定を取り消さなければならない。

（特定参加差押不動産の実行）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、第一項又は第二項の規定により差押えの効力が生ずるときは、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産に係る部に限り換価執行決定を取り消さなければならない。

（特定参加差押不動産の実行）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、第一項又は第二項の規定により差押えの効力が生ずるときは、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産に係る部に限り換価執行決定を取り消さなければならない。

で、完成品となり、又は一定の生産過程に達するのでなければ、その価額が著しく低くて通常の取引に適しないものについて準用する。

3 第二次納税義務者が第三十一条第一項（第二回納税義務の通則）の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることがない。保証人が国税通則法第五十二条第二項（担保の処分）の告知、同条第三項の督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したとき、又は第五十五条第二号（仮登記の権利者に対する差押えの通知）の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る差押えにつき訴えを提起があつたときにおいても、また同様とする。（自動車等の換価前の占有）

第九十条 自動車、建設機械又は小型船舶の換価は、徴収職員が第七十一条第三項（差し押さえた自動車等の占有）の規定によりこれらを占有した後に行うものとする。ただし、換価に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（買受人の制限）

第九十一条 滞納者は、換価の目的となつた自己の財産（第二十四条第三項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であると問わず、買い受けることができない。国税局、国税局、税務署又は税関に所属する職員は国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

（公売） 第九十三条 税務署長は、差押財産等を換価する場合において、必要があると認めるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他の修理工等の処分をすることができる。

第二款 公売

第九十四条 税務署長は、差押財産等を換価するときは、これを公売に付さなければならない。

2 公売は、入札又は競り売りの方法により行わなければならぬ。

（公売公告）

第九十五条 税務署長は、差押財産等を公売に付するときは、公売の日の少なくとも十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。

（公売の場所） 第九十七条 公売は、公売財産の所在する市町村（特別区を含む。）において行うものとする。た

い。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めることは、この期間を短縮することができる。

一 公売財産の名称、数量、性質及び所在

二 公売の日時及び場所

三 公売の日時及び場所

四 売却決定の日時及び場所

五 公売保証金を提供されるときは、その金額

六 買受代金の納付の期限

七 公売財産の買受人にについて一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨

八 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決

定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨

九 前各号に掲げる事項のほか、公売に関し重要なと認められる事項

一〇 前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法を併せて用いることを妨げない。

（公売の通知）

第九十六条 税務署長は、前条の公告をしたときは、同条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者及び次に掲げる者のうち知っている者に通知しなければならない。

一 公売財産につき交付要求をした者

二 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

三 換価同意行政機関等

（公売保証金）

第九十七条 公売財産の入札等をしようとする者は、（以下「入札者等」という。）は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定めた公売保証金を次の各号に掲げるいずれかの方

一 現金（国税の納付に使用することができる現金）（以下「入札者等」という。）は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定めた公売保証金を次の各号に掲げるいずれかの方

二 小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。次号、第四項及び第五項（買受代金の納付の期限等）において同じ。）で納付する方法

三 入札者等と保証銀行等（銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）との間ににおいて、当該入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約（財務省令で定める要件を満たすものに限る。）が締結されたことを証する書面を税務署長に提出する方法

四 税務署長は、第一項の場合において、公売財産上に賃借権（不動産又は船舶に係るものに限る。）又は地上権があるときは、あわせてその存続期限、借賃又は地代その他の権利の内容を公告しなければならない。

（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）

3 公売財産の買受人は、第一項第一号に掲げる方法により提供した公売保証金がある場合に

八条第五項（公売実施の適正化のための措置）において「公売不動産」という。の入札等をしようとする者（その者が法人である場合に、その代表者は、税務署長に対し、次に詳しく述べる法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号（定義）に規定する暴力団員をいざなう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号（定義）に規定する暴力団員をいざなう。以下この号において同じ。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（次号、第六条の二及び第八条第五項において「暴力団員等」という。）であること。

一 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等でなくなりたつ日から五年を経過しない者（次号、第六条の二及び第八条第五項において「暴力団員等」という。）であること。

二 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等でなくなりたつ日から五年を経過しない者（次号、第六条の二及び第八条第五項において「暴力団員等」という。）であること。

三 入札の結果、公売の日から三日前に掲げる

一 不動産、船舶及び航空機 公売の日から三日前の日

二 入札の結果、公売の日から三日前に掲げる

一 不動産、船舶及び航空機 公売の日から三日前の日

二 入札の結果、公売の日から三日前に掲げる

一 不動産、船舶及び航空機 公売の日から三日前の日

は、当該公売保証金を買受代金に充てることができる。ただし、第一百五十五条第四項の規定により売却決定が取り消されたときは、当該公売保証金をその公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

4 税務署長は、第一項第二号に掲げる方法により公売保証金を提供した入札者等に対して第一百五十五条第四項の規定による処分をした場合に十五条第一項の規定による処分をした場合は、当該入札者等に係る保証銀行等に当該公売保証金に相当する現金を納付させるものとする。この場合において、当該保証銀行等が納付した現金は、当該処分を受けた者が第一項第一号に掲げる方法により提供した公売保証金となり前項ただし書の規定を適用する。

5 前項の規定は、税務署長が、第一百八十二条第二項（公売実施の適正化のための措置）の規定による処分をした場合について準用する。この場合において、前項中「第一百五十五条第四項」とあるのは、「第一百八十二条第二項（公売実施の適正化のための措置）」と、「前項ただし書」とあるのは「同条第三項」と読み替えるものとする。

6 税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に規定する公売保証金をその提供した者に返還しなければならない。
一 第百四条から第一百五条まで（最高価申込者等の決定）の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という）を定めた場合において、他の入札者等の提供した公売保証金があるとき。
二 入札等の価額の全部が見積価額に達しないことその他の理由により最高価申込者を定めることができなかつた場合において、入札者等の提供した公売保証金があるとき。
三 第百十四条の規定により最高価申込者等又は買受人がその入札等又は買受けを取り消した場合において、その者の提供した公売保証金があるとき。

四 第百五十五条第三項の規定により最高価申込者が買受代金を納付した場合において、最高価申込者が提供した公売保証金で第三項本文の規定により買受代金に充てたもの以外のもの又は次順位買受申込者が提供した公売保証金があるとき。

五 第百十七条（国税等の完納による売却決定の取消し）の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の提供した公売保証金があるとき。

（入札及び開札）

第一百一条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを徴収職員に差し出さなければならない。この場合において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をすることに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をすることに代えるものとする。

2 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることはできない。
3 開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならない。ただし、入札者が立ち会わないとときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。（再度入札）

2 又は、取扱をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならない。ただし、入札者が立ち会わないとときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

第一百二条 税務署長は、入札の方法により差押財産等を公売する場合において、入札者がないとき、又は入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることができる。この場合においては、見積価額を変更することができない。（競り売り）

2 徹底職員は、競り売りの方法により差押財産等を売するときは、徹底職員は、その財産を指定して、買受けの申込みを催告しなければならない。

2 徹底職員は、競り売り人を選び、差押財産等の競り売りを取り扱わせることができる。
3 前条の規定は、差押財産等の競り売りについて準用する。

船舶、債権又は電話加入権以外の無体財産権等（以下「不動産等」という。）の公売をした場合において、最高価申込者の入札価額（以下この条において「最高入札価額」という。）に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。第三項において同じ。）による入札者（前条第二項の規定によりくじで最高価申込者を定めた場合には、当該最高価申込者以外の最高の価額の入札者とする。第三項において同じ。）から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない。

2 前項の次順位による買受けの申込みは、最高価申込者の決定後直ちにしなければならない。（複数落札入札制による最高価申込者の決定）
3 第一項の場合において、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が二人以上あるときは、くじで定める。

第一百五条 税務署長は、種類及び価額が同じ財産を一時に多量に入札の方法により公売する場合において、必要があると認めるときは、その財産の数量の範囲内において入札をしようとする者の希望する数量及び単価を入札させ、見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法（以下「複数落札入札制」という。）によることができる。

この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定める。この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札申込者のうち最後の順位の入札者の入札数量が他の最高価申込者の入札数量とあわせて公売財産の数量をこえるときは、そのこえる入札数量について准用する。

2 複数落札入札制による場合において、最高価申込者のうち最後の順位の入札者の入札数量が他の最高価申込者の入札数量とあわせて公売財産の数量をこえるときは、そのこえる入札数量について准用する。

2 前項の場合において、最高の価額の入札者等として定めなければならない。

つたものとされた入札数量を除く。）につき入札があつたものとし、次に、第一項後段の規定により最高価申込者とならなかつた者を最高価申込者とすることができる。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。（入札又は競り売りの終了の告知等）

第一百六条 徹底職員は、最高価申込者を定めた税務署による場合には、数量及び単価（複数落札入札による場合には、数量及び単価。次項において同じ。）を告げた後、入札又は競り売りの終了を告知しなければならない。

2 前項の場合において、公売した財産が不動産等であるときは、税務署長は、最高価申込者の氏名、その価額並びに売却決定をする日時及び場所を滞納者及び第九十六条第一項各号（公売の通知）に掲げる者（以下「利害関係人」という。）のうち知っている者に通知するとともに、これらの事項を公告しなければならない。

第一百六条の二 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認められるべき事情があるものとして財務省令で定める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認められるべき事情があるものとして財務省令で定める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。

2 税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認められる場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認められるべき事情があるものとして財務省令で定める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。

2 税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認められる場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認められるべき事情があるものとして財務省令で定める場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。

限等)の規定により売却決定を取り消したときは、更に公売に付するものとする。

2 税務署長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、公売財産の見積価額の変更、第九十五条第一項本文(公売公告)の期間の短縮その他公売の条件の規定による公売が直前の公売期日から十日内に行われるとときは、適用しない。

3 第九十六条(公売の通知)の規定は、第一項の規定により公売が直前の公売期日から十日内に行われるときは、適用しない。

4 第一項の規定により公売に付する場合における第九十九条第一項第一号(見積価額の公告等)の規定の適用については、同号中「公売の日から三日前の日」とあるのは、「公売の日の前日」とする。

第一百八条 税務署の適正化のための措置

税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入れ等の代理人とする者についても、また同様とする。

1 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者

2 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者

3 偽りの名義で買受申込みをした者

4 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人

5 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者

6 前各号に掲げる者のか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

7 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。

8 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第一百条第六項(公売保証金)の規定は、適用しない。

9 税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。

5 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。

1 暴力団員等(公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等があつた者を含む)。

2 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの(公売不動産の入札等がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む)。

(随意契約による売却)

第三款 随意契約による売却

(随意契約による売却)

第一百九条 次の各号のいずれかに該当するときは、税務署長は、差押財産等を、公売に付して、随意契約により売却することができる。

1 法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が一人であるとき、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却するとき、その他公売に付することが公益上適当ないと認められるとき。

2 取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。

3 公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は第百十五条第四項(買受代金の納付の期限等)の規定により売却決定を取り消したとき。

4 第九十八条(見積価額の決定)の規定は、前項第一号又は第三号の規定により売却する場合について準用する。この場合において、同号の規定により売却するときは、その見積価額は、その直前の公売における見積価額を下つてはならない。

第四款 売却決定

(動産等の売却決定)

第一百十条 国は、前条第一項第三号の規定に該する場合において、必要があるときは、同条第二項の規定による見積価額でその財産を買入れることができる。

(国による買入れ)

第一百十一条 税務署長は、動産、有価証券又は電話加入権を換価に付するときは、公売をする日(随意契約により売却する場合には、その売却する日以下「公売期日等」という)において、最高価申込者(随意契約により売却する場合における買受人となるべき者を含む。以下同じ)に対して売却決定を行う。

(動産等の売却決定の取消)

第一百十二条 換価をした動産又は有価証券に係る売却決定の取消は、これをもつて買受代金を納付した善意の買受人に対抗することができない。

2 前項の規定により買受人に対抗する場合に生じたことにより損害が生じた者がある場合に生じたことについてその者に故意又は過失があるときを除き、国は、その通常生ずべき損失の額を賠償する責に任ずる。この場合において、他に損害の原因について責に任すべき者があるときは、その者に対する求償権の行使を妨げない。

(不動産等の売却決定)

第五款 代金納付及び権利移転

(買受代金の納付の期限等)

第一百十四条 換価に付した財産(以下「換価財産」という)について最高価申込者等の決定又は売却決定をした場合において、国税通則法第百五条第一項ただし書(不服申立てがあつた場合の処分の制限)その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があつたときは、その停止している間は、その最高価申込者等又は買受人は、その入札等又は買受けを取り消すことができる。

第六款 第百十五条 换価財産の買受代金の納付の期限

税務署長は、売却決定の日(買受人が次順位買受申込者である場合については、同日から起算して七日を経過した日)とする。

2 税務署長は、必要があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。ただし、その期間は、三十日を超えることができない。

3 買受人は、買受代金を第一項の期限までに現金で納付しなければならない。

| |
|---|
| 4 税務署長は、買受人が買受代金を第一項の期限までに納付しないときは、その売却決定を取り消すことができる。 (買受代金の納付の効果) |
| 2 徴収職員が買受代金を受領したときは、その限度において、滯納者から換価に係る国税を徵収したものとみなす。 |
| 第百六十六条 買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する。 |
| 第百七十七条 税務署長は、換価財産に係る国税（国税等の完納による売却決定の取消し）は、特定参加差押不動産を換価する場合にあっては、特定参加差押えに係る国税又は換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る国税、地方税若しくは公課の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消さなければならない。 |

| |
|---|
| 第百八十八条 税務署長は、換価財産（有価証券を除く。）の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を買受人に交付しなければならない。ただし、動産については、その交付をしないことができる。 (動産等の引渡し) |
| 第百八十九条 税務署長は、換価した動産、有価証券又は自動車、建設機械若しくは小型船舶（徵収職員が占有したものに限る。）の買受人が買受代金を納付したときは、その財産を買受人に引き渡さなければならない。 |
| 第百九十条 税務署長は、前項の場合において、その財産を滯納者又は第三者に保管させているときは、売却決定通知書を買受人に交付する方法により受代金を納付したときは、その財産を買受人に引き渡さなければならぬ。 |
| 2 税務署長は、前項の場合において、その財産を滯納者又は第三者に保管させているときは、売却決定通知書を買受人に交付する方法により受代金を納付したときは、その財産を買受人に引き渡さなければならぬ。 |

| |
|--|
| 第百九十二条 税務署長は、換価した有価証券を買受人に引き渡す場合において、その証券に係る権利の移転につき滯納者に裏書、名義変更又は流通回復の手続をさせる必要があるときは、期限を指定して、これらの手続をさせなければならぬ。 |
| 2 税務署長は、前項の場合において、滯納者がその期限までに同項の手続をしないときは、滯納者に代つてその手続をることができる。 (権利移転の登記の嘱託) |
| 第百二十二条 税務署長は、換価財産で権利の移転につき登記を要するものについて、不動産等の滯納処分による差押えに係る地方税又は |
| 2 前項の場合において、第六十五条（債権証書の取扱い）において準用する場合は、売却決定通知書を含む。の規定により取り上げた証書があるときは、これを買受人に引き渡さなければならない。 (売却決定通知書の交付) |
| 3 (権利移転に伴う費用の負担) |

| |
|---|
| 第百二十三条 第百二十条第二項（有価証券の裏書等の代位）の規定による手続に関する費用及び第七十三条第一項（電話加入権等の差押手続）若しくは第七十三条第二項（振替社債等の差押手続）に規定する財産の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を第三債務者等に交付しなければならない。 |
| 2 前項の場合において、第六十五条（債権証書の取扱い）において準用する場合は、売却決定通知書を含む。の規定により取り上げた証書があるときは、これを買受人に引き渡さなければならない。 (売却決定通知書の交付) |
| 3 (権利移転に伴う費用の負担) |
| 第百二十四条 换価財産上の質権、抵当権、先取特權、留置権、担保のための仮登記に係る権利及び担保のための仮登記に基づく本登記（本登録を含む。）でその財産の差押え後にされたものに係る権利は、その買受人が買受代金を納付した時に消滅する。第二十四条（譲渡担保財産の物的納稅責任）の規定により譲渡担保財産に對し滯納処分を執行した場合において、滯納者がした再買賣の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権についても、同様とする。 |
| 2 前項の規定は、地上権及びその目的となる土地の上にある建物等が滯納者に属する場合について準用する。この場合において、同項中「地上権が設定された」とあるのは、「地上権の存続期間内において土地の賃貸借をした」と読み替えるものとする。 |
| 3 前二項の場合において、その権利の存続期間及び地代は、当事者の請求により裁判所が定めることとする。 |
| 第十四節 換価代金等の配当 |
| 第百二十五条 第百二十二条第一項後段、第三項又は第四項（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）二、交付要求を受けた国税、地方税及び公課（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。）にかかる国税その他の債権に配当する。 |
| 三 差押財産等に係る質権、抵当権、先取特權、留置権又は担保のための仮登記により担保される債権 |
| 四 第五十九条第一項後段、第三項又は第四項（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）二、交付要求を受けた国税、地方税及び公課（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。）にかかる国税その他の債権に配当する。 |
| 5 前二項の規定により配当した金額に残余があるときは、その残余の金額は、滯納者に交付する。 |

に質問し、その者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）第一百四十八条第三号（罰則）において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 滯納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者

三 滯納者に対する債権若しくは債務があつた、若しくはあると認めるに足りる相当の理由がある者又は滯納者から財産を取得したと認めに足りる相当の理由がある者

四 滯納者が株主又は出資者である法人（提出物件の留置き）

第五百四十二条の二 徴収職員は、滯納処分に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができ（搜索の権限及び方法）

第五百四十二条 徴収職員は、滯納処分のため必要があるときは、滯納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができます。

二 徴収職員は、滯納処分のため必要がある場合には、次の各号の一に該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができます。

三 滯納者の親族その他の特殊関係者が滯納者をしないとき。

二 滯納者の財産を所持する第三者がその引渡し有条件的である場合において、その引渡しをしないと

三 徴収職員は、前二項の搜索に際し必要があるときは、滯納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。（搜索の時間制限）

第五百四十三条 搜索は、日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手してある場合は、滯納者若しくは第三者に戸若しくは金庫を開くため必要な処分をすることができる。

2 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所については、滯納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、前項本文の規定にかかるわらず、日没後でも、公開した時間内は、（搜索の立会人）

その搜索を受ける滯納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるものを持ち会わせなければならぬ。この場合において、これらの者が不在であるとき、又は立会いに応じないときは、成年に達した者一人以上又は地方公共団体の職員若しくは警察官を持ち会わせなければならない。

（出入禁止）

第五百四十五条 徴収職員は、搜索、差押又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、

これら処分をするのは、次に掲げる者を除き、その場所に出入することを禁止することができる。

一 滯納者（提出の要件等）

二 差押に係る財産を保管する第三者及び第四十二条第二項（第三者に対する搜索）の規定により搜索を受けた第三者

三 前二号に掲げる者の同居の親族（出入口の規定により搜索を受けた第三者）

四 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者（搜索調書の作成）

第五百四十六条 徴収職員は、搜索したときは、搜索調書を作成しなければならない。

二 徴収職員は、搜索調書を作成した場合には、これらの者以外の立会人があるときはその立会に交付しなければならない。

三 前二項の規定は、第五十四条（差押調書）の規定により差押調書を作成する場合には、適用されない。

（事業者等への協力要請）

書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。（身分証明書の提示等）

第五百四十七条 徴収職員は、この款の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をする場合又は前条の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（この款の規定による質問、検査、提示若しくは搜索をする場合又は搜索の権限には、その請求があつたときは、これを提示しなければならない。）

第六章 滞納処分に関する猶予及び停止等

第一節 換価の猶予

第五百四十八条から第五十条まで 削除（換価の猶予の要件等）

第五百五十二条 税務署長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が納稅について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき國稅（國稅通則法第四十六条第一項から第三項まで（納稅の猶予の要件等）又は次条第一項の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。

（換価の猶予）

第五百五十三条 税務署長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が納稅について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき國稅（國稅通則法第四十六条第一項から第三項まで（納稅の猶予の要件等）又は次条第一項の規定の適用を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

（猶予の要件等）

第五百五十四条 税務署長は、前条第一項から第三項まで（納稅の猶予の要件等）又は次条第一項の規定による納稅の猶予（次号ににおいて「納稅の猶予」という。）又は前項の規定による換価の猶予の申請中の國稅

（この款の規定による納稅の猶予（次号ににおいて「納稅の猶予」という。）又は前項の規定による換価の猶予の申請中の國稅）

困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納稅について誠実な意思を有すると認められるときは、その國稅の納期限（延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日）から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき國稅（國稅通則法第四十六条第一項から第三項まで（納稅の猶予の要件等）の規定の適用を受けているもの除外）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

（この款の規定による質問、検査、提示若しくは搜索をする場合又は前条の職務を執行する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。）

（この款の規定による質問、検査、提示若しくは搜索をする場合又は搜索の権限には、その請求があつたときは、これを提示しなければならない。）

5 前条第四項の規定は、前三項の規定により滞納処分の引継ぎがあつた場合について準用する。

第一百八十四条 国税通則法第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第一百八十二条第二項若しくは第三項（滞納処分の引継ぎ）若しくは前条第三項の規定により国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律（第五十九条第二項（保全差押の承認、第七十三条（不動産の売却決定の取消しの制限）及び前二条を除く。次条において同じ。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。

（税関長が徴収する場合の読み替規定）

第一百八十五条 国税通則法第四十三条第一項ただし書（税関による徴収）の規定により税関長が徴収する場合、同条第四項若しくは同法第四十三条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第一百八十三条第二項若しくは第四項（滞納処分の引継ぎ）の規定により税関長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関」とする。

（政令への委任）

第一百八十六条 この法律に定めるもののほか、差押調書、交付要求書その他のこの法律の規定により作成する書類に記載すべき事項、この法律の規定により利害関係人その他の者に通知すべき事項及びこの法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百七十九条 納税者が滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは国の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費若しくは租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収に関する費用を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十分円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 紳税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項及び第二項（これらの規定中滞納処分の執行に係る部分を除く。）の罪は、日本国外においてこれららの罪を犯した者にも適用する。

5 第三項（滞納処分の執行に係る部分を除く。）の罪は、刑法（明治四十一年法律第四十五号）第一条（すべての者の国外犯）の例に従う。

場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条（施行日前の申告期限等の特例）、附則第九条第一項（施行日前の延滞加算税額の特例）、附則第十四条（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）並びに附則第十一条第一項及び第二項（施行日前の公売等の猶予及び利子税額等の免除の特例）の規定は、公布の日から施行する。

（旧法に基く処分又は手続の効力）
第二条 この法律の施行前に改正前の国税徴収法（以下「旧法」という。）の規定又はこれに基づき第一百四十二条（徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権）の規定による徴収職員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第五条 この法律は、昭和四十一年二月から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附 則 （昭和三九年七月六日法律第一五二号） 抄

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行期日）
附 則 （昭和四〇年三月三一日法律第三六号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四〇年一二月二九日法律第一五六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四一年三月三一日法律第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四一年七月一日法律第一一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四一年四月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四一年五月三〇日法律第一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四一年五月三一日法律第一三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四一年五月三一日法律第一二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四一年五月三一日法律第一一号）抄

（二号） 抄

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする

（以下「施行日」という。）から施行する。

| | |
|--|---|
| <p>附 則 (平成一四年一月一三日法律第八 第一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号)の施行の日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (その他の経過措置の政令への委任)</p> <p>第五条 前三条に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> | <p>附 則 (平成一五年三月三一日法律第八 二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日 イ からへまで 略 ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第五条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>附 則 (平成一六年四月二一日法律第三 七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十七年三月一日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月二一日法律第七 六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> | <p>第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>附 則 (平成一六年九月九日法律第八 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> | <p>第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>(政令への委任)</p> |
|---|---|

| | |
|---|--|
| <p>附 則 (平成一六年六月九日法律第八 八号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布的日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>(国税徵収法の一部改正に伴う経過措置)</p> | <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める例による。</p> <p>第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>附 則 (平成一六年一二月一〇日法律第 一六五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から</p> | <p>について適用し、施行日前にされた前条の規定定は、公布の日から施行する。</p> |
|---|--|

| |
|--|
| <p>効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成一八年二月一〇日法律第一号) 抄</p> |
| <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第二十条 旧普通退職年金及び附則第七条第一項の普通退職年金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。</p> |
| <p>2 旧法第十条の二第一項の退職一時金及び附則第十三条第一項の退職一時金に係る債権は、国税徴収法第七十六条第四項に規定する退職手当等とみなして、同条の規定を適用する。</p> |
| <p>附 則 (平成一八年三月三一日法律第一〇号) 抄</p> |
| <p>(施行期日)</p> |
| <p>第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> |
| <p>第二百十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> |
| <p>第二百十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。</p> |
| <p>附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、一般社団・財團法人法の施行の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成一八年六月七日法律第五三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (平成一九年三月三〇日法律第六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。</p> |
| <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一から六まで 略</p> <p>七 次に掲げる規定 信託法 (平成十八年法律第一百八号) の施行の日</p> <p>イからチまで 略</p> <p>リ 第十一条中国税徴収法第三十四条の改正規定(「この条」を「この項」に改める部分及び同条に一項を加える部分に限る。)及び同法第三十九条に二項を加える改正規定並びに附則第五十四条及び第一百四十条の規定による改正規定(附則第一条第七号りに掲げる改正規定に限る。)による改正後の国税徴収法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によってされた信託にあっては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。</p> <p>(公売保証金等に関する経過措置)</p> |
| <p>第五十五条 第十条の規定による改正後の国税徴収法第一百条、第一百六条第一項、第一百五十五条第二項及び第一百七十一項第三項の規定は、施行日以後に同法第九十五条の規定により行う公告に係る公売について適用し、施行日前に第十三条の規定による改正前の国税徴収法第九十五条の規定により行つた公告に係る公売については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> |
| <p>第五十六条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、施行日以後に課されるべき国税について適用し、施行日前に課されるべき、又は納付すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> |
| <p>第五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(その他の経過措置の政令への委任)</p> |
| <p>第二百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> |
| <p>附 則 (平成二一年三月三一日法律第一三号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。</p> <p>(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)</p> |
| <p>第七十六条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、施行日以後に課されるべき国税について納付し、若しくは徴収されるべき国税について適用し、施行日前に課されるべき、又は納付すべきであった地方道路税については、なお従前の例による。</p> <p>(罰則に関する経過措置)</p> |
| <p>第一百四十七条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二三年五月二一日法律第三五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則 (平成二四年三月三一日法律第七六号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。</p> |

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)
第五十五条 第七条の規定による改正後の国税徴収法(次項において「新国税徴収法」という。)第十五条第一項(第九号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十九年一月一日以後に行われる分割について適用する。

2 新国税徴収法第三十八条の規定は、平成二十九年一月一日以後に滞納した場合における当該事業に係るもの(以下この項において「特定国税」という。)を除く。)について適用し、同日前に滞納となつている国税については、なお従前の例による。

九九年一月一日以後に滞納となつた国税(同日前となつている国税(特定国税を含む。))については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第一百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百六十九条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。附 則 (平成二十九年三月三一日法律第四百六十八号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略
四 次に掲げる規定 平成三十年一月一日
イから二まで 略
五 次に掲げる規定 平成三十年四月一日
本 条 第九条の規定(同条中国税徴収法第二条第七号の改正規定及び同法第三十三条(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第四十一条第一項の規定)の改正規定並びに附則第四十一条第一項の規定

イから二まで 略
本 条 第九条の規定(同条中国税徴収法第二条第七号の改正規定及び同法第三十三条(見出しを含む。)の改正規定を除く。)及び附

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四条 第十二条の規定による改正後の国税徴収法第八十九条(同条第一項に規定する特定参加差押不動産に係る部分に限る。)及び第八十九条の二から第八十九条の四までの規定は、平成三十一年一月一日以後の同法第八十九条の二第一項に規定する換価執行決定により行う換

価について適用する。(罰則に関する経過措置)

第四十一条 第九条の規定による改正後の国税徴収法(次項において「新国税徴収法」という。)の規定にあっては、当該規定。以下この条における規定に

規則(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)の規定にあっては、当該規定。以下この条における規定に

第三十三条の規定は、平成三十一年一月一日以後に滞納となつた国税について適用し、同日前に滞納となつている国税については、なお従前の例による。

2 新国税徴収法第一百五十九条第一項の規定の適用については、旧国税犯則取締法の規定による差押え又は領置は、新国税通則法第十二章の規定による差押え又は領置とみなす。(罰則に関する経過措置)

第一百四十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年四月一八日法律第一号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年一月七日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二十五日法律第二号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三一日法律第七号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年三月三一日法律第七号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月二五日法律第三一号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年五月二十五日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年三月二九日から施行する。

いて同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第三号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年三月二九日から施行する。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年三月二九日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三一年三月二九日法律第四号)抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年三月二九日から施行する。

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年一月一日

ロ 第十四条の規定 (同条中国税徵収法第三イ 略)

十六条第三号の改正規定を除く。) 及び附

則第五十三条の規定

五 次に掲げる規定 令和四年四月一日

ロ 第十三条の規定 (同条中法人税法第五十二条第一項の改正規定 (同項第一号に係る部分を除く。) 及び同法第五十四条第一項の改正規定を除く。) 並びに附則第十四条から第十八条まで、第二十条から第三十七条まで、第二百三十九条 (地価税法 (平成三年法律第六十九号) 第三十二条第五項の改正規定に限る。)、第二百四十三条、第二百五十条 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条の二) 第十六条項の改正規定に限る。)、第二百五十一条から第二百五十六条まで、第二百五十九条から第二百六十二条まで、第二百六十三条 (銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (平成十三年法律第二百三十一号) 第五十八条第一項の改正規定に限る。)、第二百六十四条、第二百六十五条及び第二百六十七条の規定

ハ から今まで 略

ト 第十四条中国税徵収法第三十六条第三号の改正規定 (連結納税制度の改正に伴う経過措置の原則)

第十四条

2 別段の定めがあるものを除き、法人の令和四年四月一日前に開始した事業年度 (旧事業年度を含む。) の所得に対する法人税及び連結法人 (旧法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。) の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度 (旧法人税法第十五条

の二) 第一项に規定する連結事業年度をいう。以下の附則第三十七条までにおいて同じ。) の連結所得 (旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。以下附則第三十五条までにおいて同じ。) に対する法人税並びに法人の同一の地方法人税法 (以下「旧地方法人税法」という。)、第十三条の規定による改正前の国税徵收法 (以下「旧国税徵收法」という。) 第十四条の規定による改正前の租税特別措置法 (以下「四年旧措置法」という。)、第十七条の規定 (附則第五号又に掲げる改正規則法、第十六条の規定による改正前の租税特別措置法、第十六条の規定による改正前の國税徵收法の特例等に関する法律、第二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大地震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 (以下「四年旧震災特例法」という。) 及び第三十条の規定による改正前の所得稅法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。

(国税徵収法の一部改正に伴う経過措置) 第五十三条 第十四条の規定による改正後の国税徵収法 (以下この条において「新国税徵収法」という。) 第九十九条の一 (新国税徵収法第二百六条の二) (同項において準用する場合を含む。) 第九十九条第四項において準用する場合を含む。) 第一百六条の二 (同項において準用する場合を含む。) 第一百七条第一項、第二百八十八条第五項及び二百九十三条第一項及び第二項 (第一号に係る部分に限る。) の規定は、令和三年一月一日以後に国税徵収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売又は同日以後に新国税徵収法第二百九十三条第一項において準用する国税徵収法第九十九条第一項の規定により行う見積額の決定に係る随意契約による売却について適用し、同日前に同法第九十五条の規定により行った公告に係る公売又は同日前に第十四条の規定による改正前の国税徵収法第九十九条第二項において準用する国税徵収法第九十八条第一項の規定により行う見積額の決定に係る随意契約による売却については、なお從前の例による。

(罰則に関する経過措置) 第百七十七条 この法律 (附則第一条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年五月二九日法律第三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和二年五月二九日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年九月一日

ロ 第七十一条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月一九日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年五月二一日

ロ 第七十二条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行後にした行為に対する罰則の適用について) 第百三十三条 この法律 (附則第一条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による。

附 則 (令和三年五月二二日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月二二日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年五月二二日

ロ 第七十三条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第百三十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年五月二二日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月二二日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年五月二二日

ロ 第七十四条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行後にした行為に対する罰則の適用について) 第百三十五条 この法律 (附則第一条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による。

附 則 (令和三年五月二二日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月二二日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年五月二二日

ロ 第七十五条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第百三十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年五月二二日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月二二日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年五月二二日

ロ 第七十六条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行後にした行為に対する罰則の適用について) 第百三十七条 この法律 (附則第一条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による。

附 則 (令和三年五月二二日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月二二日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年五月二二日

ロ 第七十七条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第百三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和三年五月二二日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月二二日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年五月二二日

ロ 第七十八条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行後にした行為に対する罰則の適用について) 第百三十九条 この法律 (附則第一条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による。

附 則 (令和三年五月二二日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月二二日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年五月二二日

ロ 第七十九条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第百四十条 この法律 (附則第一条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例による。

附 則 (令和三年五月二二日法律第四号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和三年五月二二日から施行する。

一 略

二 次に掲げる規定 令和三年五月二二日

ロ 第八十一条の規定 (同条各号に掲げた規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。) の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

| | |
|---|---|
| <p>第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後に行なった行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第七十三条 この附則に規定するもののほか、同日前に旧国税徵収法第一百四十一一条各号に掲げる者に対して行つた同条の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものと含む。）については、なお従前の例による。</p> <p>第七十四条 新国税徵収法第一百四十一一条の二の規定は、令和六年一月一日以後に提出される同条に規定する物件について適用する。</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> | <p>限る。以下この項において「経過措置調査」という。に係るものと除く。）について適用し、同日前に旧国税徵収法第一百四十一一条各号に掲げる者に対して行つた同条の規定による質問又は検査（経過措置調査に係るものと含む。）については、なお従前の例による。</p> <p>第七十五条 この附則に規定するもののほか、令和六年一月一日以後に提出される同条に規定する物件について適用する。</p> |
| <p>第七十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>第七十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>第七十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>（政令への委任）</p> | <p>第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。</p> <p>第八十一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一から三まで 略 四 次に掲げる規定 令和七年一月一日 イ 及びロ 略 ハ 第十二条の規定（同条中国税徵収法第一百三十三条の改正規定を除く。）及び附則第二十条の規定 五から十まで 略 <p>第八十二条 第十二条中国税徵収法第一百三十三条の改正規定、民事關係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日</p> <p>（罰則に関する経過措置）</p> |

(政令への委任)

第七十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。